

令和 8 年 5 月 8 日

浜松市地域公共交通会議 会長

事業者名 天竜区まちづくり推進課
代表 課長 佐々木 豊

浜松市地域公共交通会議への協議依頼

浜松市地域公共交通会議にて、下記の事項の協議をお願いしたく、依頼いたします。

1. 協議依頼事項

①運行改善（地域バス）

- ・天竜地域バス（熊・阿多古線）
- ・佐久間地域バス
- ・水窪地域バス

②運行改善（地域間幹線バス）

- ・自主運行バス北遠本線

③熊・阿多古地区ライドシェアにかかる登録について

2. 理由

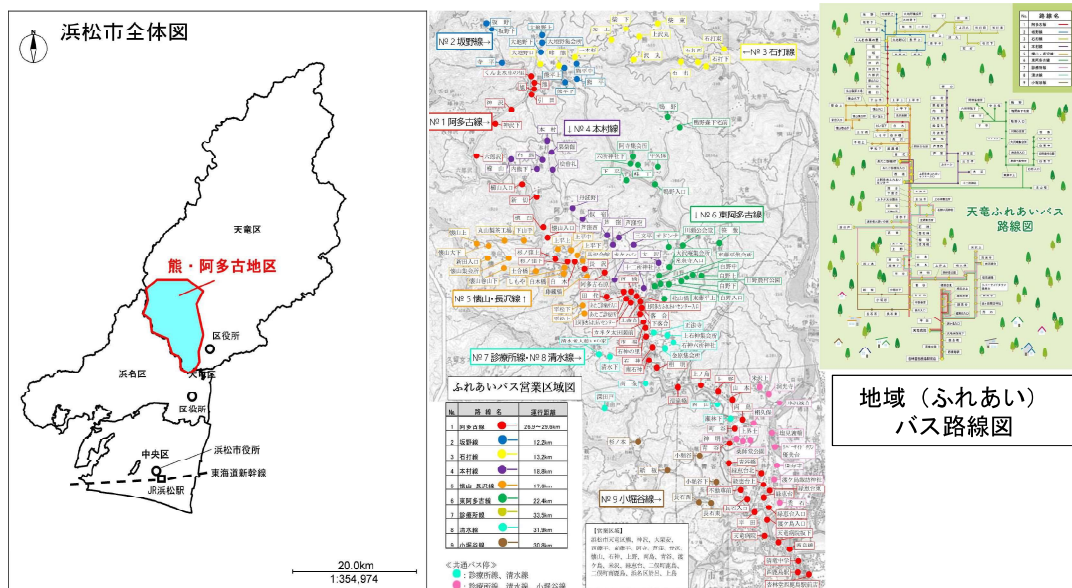
各地域交通検討会で次期改善運行について、検討及び承認を受けたため、協議をお願いするものです。

先の会議で国の補助申請の承認を受けた熊・阿多古地区ライドシェアについて、実施にあたり登録に必要な資料を整えたため、協議をお願いするものです。

熊・阿多古地区ライドシェア にかかる登録について (交通空白地有償運送)

令和8年6月22日

1 熊・阿多古地区の交通背景について①(位置と地域バス)



- 熊・阿多古地区は、人口減少及び高齢化が進む中山間地域にあり、平成31年の路線バス撤退後、上記図表赤印の阿多古線ほか8線がデマンド型地域(ふれあい)バスとして運行している。
- 阿多古線は月～金曜の平日3往復、他の8線は週2日1日2往復以下の生活支援運行であり、時間的な「交通空白」が生じ、高齢者など日常の移動手段の確保が課題となっている。

1 熊・阿多古地区の交通背景について②(地域の公共交通検討スキーム)

- ・地域バスの増便は、市の定めた収支率16%を満たす必要があり、不足する収入分は当地域(住民)が補填しなければならず、理解が得られにくい。
- ・地域バス利用者からは、「バス停が遠い」、「自宅まで送迎してほしい」などの意見がある。
- ・親族や知人の送迎に頼れない方が、地域バスやタクシー以外の方法で移動手段の確保ができていない。
- ・タクシーの利用は、料金が高額で日常的な利用が難しい。



タクシーのようなサービス(ドアtoドアの送迎)ができ、料金を抑えた移動手段の確保が必要



自家用車によるライドシェア(個別送迎)の導入を検討



- ・公共ライドシェア(道路運送法78条2号)
- ・道路運送法の許可又は登録を要しない運送



利用者の安全や事業継続性等を考慮し、「公共ライドシェア」の検証を行う

2 運行体制について①(内容)

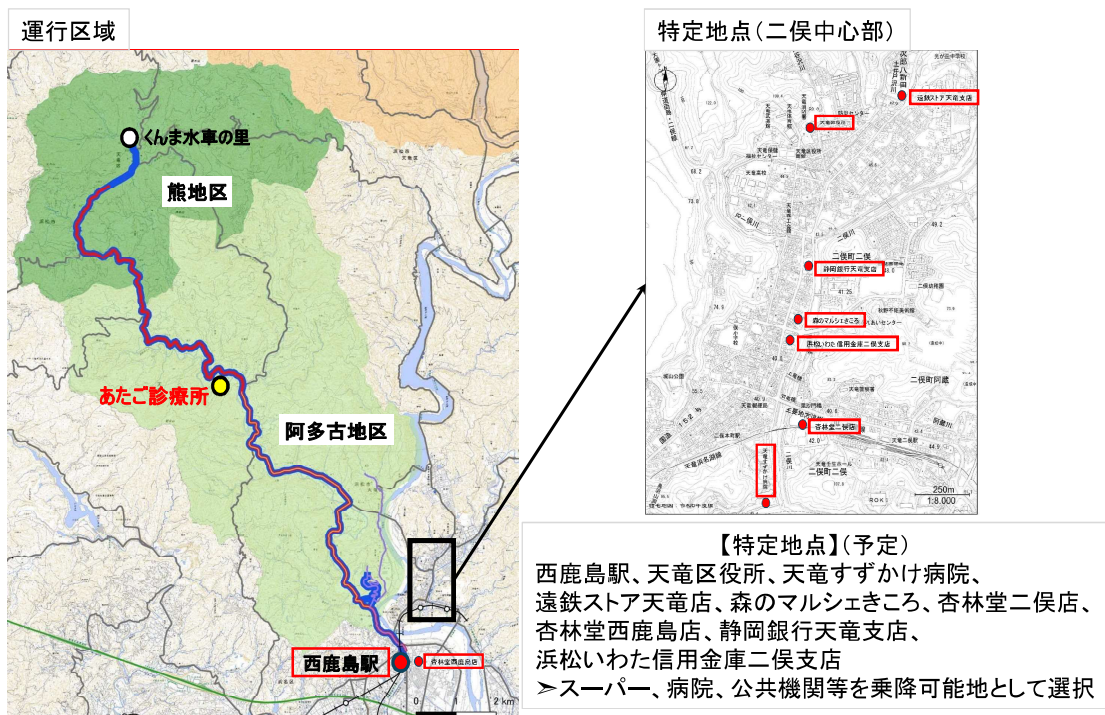
区分	内容
実施・運行主体者	浜松市(天竜区)
運行支援者	あたご診療所(医療機関)
交通サービス	公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)
運行根拠法	道路運送法78条2号
運行期間※	令和8年9月中旬～令和8年12月中旬(3箇月間)
運行形態(運送区域)	区域運行(天竜区熊・阿多古地区)、特定地点
旅客の範囲	熊・阿多古地区の住民(会員制ではない)
運行日時	運行期間内の月～土(祝日を除く)、9:00～16:00
運行車両	3台(小型車):運行支援者所有車
運行ドライバー	22人(77歳以下の普通免許証所有者): 運行支援者契約者
運賃	期間内1人1乗車100円
利用予定数	1,000人
※現時点では未確定	

2 運行体制について②(あたご診療所・「かえるカー」)

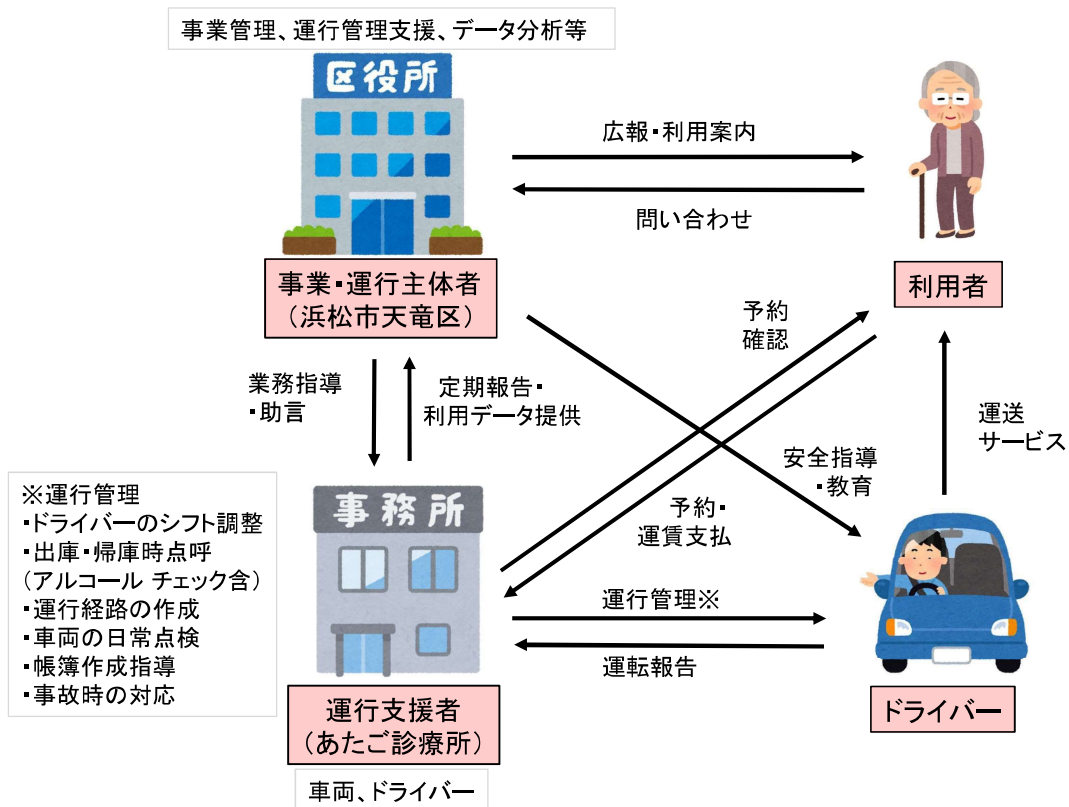
あたご診療所	内容
所在地	天竜区西藤平1527-5(上阿多古地区内)
代表者	上野山 庄一 院長
事業内容	医療
特記事項	2006年(平成18年)頃から、診療所に午前中通院される方の帰りの送迎(道路運送法の許可又は登録を有しない運送)を「かえるカー」として無償で実施している。

「かえるカー」	内容
運行回数	年間約1,600回運行(1日平均5～6回程度)
ドライバー	22人(77歳以下普通免許者)が2人体制で運行
使用車両 (3台)	

2 運行体制について③(区域運行と特定地点)



2 運行体制について④(体系のイメージ図)



2 運行体制について⑤(電話予約・点呼等)

<電話予約のイメージ>

実証実験時は電話予約のみで対応



<点呼(アルコールチェック)のイメージ>

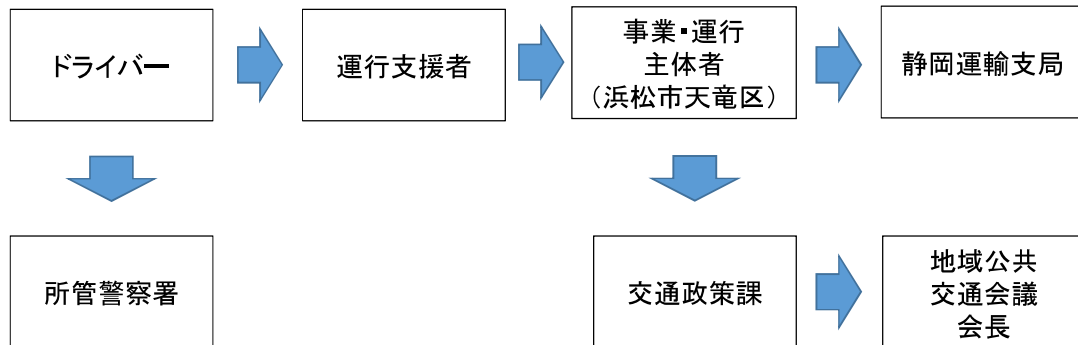
対面で実施



※予約不可はふれあいバスを案内

2 運行体制について⑥(連絡体制)

事故発生時



事故発生時の補償は、別途、加入予定であるライドシェア専用自動車保険で対応する。